

議第133号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を次のように改める。

(5) 理容師法および美容師法に基づく事務手数料

別表第34の2に定める額

第2条第2項第9号から第11号までを次のように改める。

(9) 興行場法に基づく事務手数料

興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき

22,000円（申請をしようとする者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）

(10) 旅館業法に基づく事務手数料

別表第34の3に定める額

(11) 公衆浴場法に基づく事務手数料

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき

22,000円（申請をしようとする者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合にあつては、16,000円）

第2条第2項第23号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「または第2項」を「または第3項」に改め、同項第29号を次のように改める。

(29) クリーニング業法に基づく事務手数料

別表第43の2に定める額

第2条第2項第30号中「別表第43の2」を「別表第43の2の2」に改める。

別表第34注を同表注2とし、同表に注1として次のように加える。

- 1 (3)の項に掲げる許可の申請をしようとする者が同項の営業を営む者から当該営業を譲り受けた者である場合における手数料の額は、同項に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ継続営業の場合の手数料の金額と同一の金額とする。

別表第34の次に次の2表を加える。

別表第34の2

理容師法および美容師法に基づく事務手数料

区	分	金 額
		円
(1) 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査または美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定に基づく美容所の検査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	17,000
イ 理容師法第11条第1項の届出をした者が理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合または美容師法第11条第1項の届出をした者が美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合	同	13,000
(2) 理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査に関する確認済証または美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	同	540

別表第34の3

旅館業法に基づく事務手数料

区	分	金 額
(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	22,000円 （特定の季節または一時的に経営する場合にあつては、12,000円）
イ 申請をしようとする者が旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者である場合	1件につき	16,000円
(2) 旅館業法第3条の2第1項または第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	同	7,500円

別表第40(1)の項中「第10条」を「第69条第1項」に改め、同表(2)の項中「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権」を「団体漁業権」に改め、同表(3)の項中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同表(4)の項中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「定置漁業権または区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同

表(5)の項中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権または区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表(6)の項中「第36条第1項(同条第4項)」を「第88条第1項(同条第5項)」に改める。

別表第43(22)の2の2の項中「同条第2項」を「同条第2項ただし書」に改め、同項を同表(22)の2の3の項とし、同項の前に次のように加える。

(22)の2の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率もしくは壁面の位置または同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000 円
--	-----------

別表第43の2を別表第43の2の2とし、別表第43の次に次の1表を加える。

別表第43の2

クリーニング業法に基づく事務手数料

区 分	金 額	
	円	
(1) クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下この表において「法」という。)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査の手数料		
ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	17,000
イ 法第5条第1項の届出をした者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合	同	13,000
(2) 法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査に関する確認済証の再交付の手数料	同	540
(3) 法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許の手数料	同	6,200
(4) 法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師の試験の手数料	同	7,800
(5) クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)第1条第2項の規定に基づくクリーニング師の免許証の訂正の手数料	同	3,400
(6) クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師の免許証の再交付の手数料	同	3,800

別表第53(23)の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表(24)の項中「第14条第6項(同条第9項)」を「第14条第7項(同条第13項)」に改め、同表(25)の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

別表第68(2)の項ア(ア)中「標準入力法または主要室入力法の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改め、同表注1中「「標準入力法」、「主要室入力法」および」および「それぞれ」を削る。

別表第69(1)の項ア(ア)およびイ(イ)中「標準入力法または主要室入力法の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改め、同項イ(イ)中「(ア)に掲げるもの以外の」を「モデル建物法の評価による」に改め、同表(2)の項ア(ア)および(6)の項ア(ア)中「標準入力法または主要室入力法の評価による」を「(イ)に掲げるもの以外の」に改め、同表注2中「標準入力法」、「主要室入力法」および「それぞれ」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項第23号および別表第40の改正規定 令和2年12月1日
- (2) 第2条第2項の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、別表第34の改正規定、同表の次に2表を加える改正規定および別表第43の2を別表第43の2の2とし、別表第43の次に1表を加える改正規定 令和2年12月15日